

## 添付-5

### キャリア・アカデミー実務者研修

## 学 則

#### 第1条（目的）

キャリア・アカデミー（以下、「本校」という。）は、地域福祉の源は、人間力であると確信し日々、企業・組織・個人に対して全力でサポートを行っている。

サポートを通じ地域福祉に関わるなかで、福祉人財の育成を手がけ研修を受けやすい環境を提供する中、高齢社会に向けて専門的知識・技術を持った質実共に有能で役立つ多くの人財を輩出し地域福祉への貢献を目的とする。

#### 第2条（名称・所在地）

名称は、キャリア・アカデミー実務者研修と称する。

所在地は、三重県松阪市大津町 1530 とする。

#### 第3条（養成課程・修業年限・定員）

養成課程、修業年限、定員は次の通りとする。

養成課程：通信課程

（無資格者及び介護職員初任者研修・訪問介護員2級・訪問介護員1級、介護職員基礎研修修了者を対象とする。）

修業年限：6ヶ月（2年を超えて在学できない。）

定 員：50名（1学級定員25名を2学級とする。）

#### 第4条（教育課程）

教育課程は、別紙1のとおりとする。

ただし、科目免除を希望する受講生に対しては、「実務者研修ガイドライン」に定める修了認定の流れにより、一部の科目を免除することができる。

#### 第5条（休業日）

休業日は、校長の定めた日とする。

#### 第6条（運営組織）

(1) 校長 1名

(2) 専任教員 1名以上

(3) 非常勤講師 2名以上

(4) 事務職員 1名以上

2 校長は本校を代表し、校務全般を統括する。

3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育をつかさどる。

4 事務職員は事務に従事する。

#### 第7条（入学資格）

介護福祉士を目指す者、介護に強く関心のある者とする。

#### 第8条（入学時期）

研修開講日とする。

#### 第9条（入学者の選考）

原則として入学者の選考は行わず、本校所定の申込書類にて先着順に受付し、受講者を決定する。また、定員に達した場合は締め切りとする。

#### 第10条（入学手続き）

指定の期日までに所定の書類に以下の受講料を添えて提出しなければならない。

介護職員基礎研修修了者：70,000円（税別）

訪問介護員研修1級修了者：140,000円（税別）

訪問介護員研修2級修了者：152,000円（税別）

介護職員初任者研修修了者：152,000円（税別）

無資格者：250,000円（税別）

その他、テキスト代金が必要となる。

#### 第11条（休学）

受講生が病気その他やむを得ない事由で休学しようとする場合は、休学届を施設長に提出し、その許可を得なければならない。

また、休学するときは、在籍管理料として、1回10,000円を納付しなければならない。

#### 第12条（復学）

前条の規定で休学している受講生が復学する場合は、復学届を施設長に提出し、その許可を得なければならない。

#### 第13条（退学）

受講生が病気その他やむを得ない事由で退学しようとする場合は、退学届を施設長に提出し、その許可を得なければならない。

但し、その場合、受講料は返金しないものとする。

#### 第14条（履修方法）

第4条に規定する教育課程に基づき、テキストによる自宅学習（通信授業）とスクーリング（通学による面接授業）によって行う。

通信授業は、所定の提出期限までに課題等を提出し、添削指導を受けるものとする。

面接授業は、スクーリングにて技術を習得するものとする。

#### 第15条（学習の評価）

通信授業の科目は、添削課題（レポート含む）をもって評価を行う。

添削課題の評価は、以下のABCDの4段階で判定を行い、C評価以上を合格とする。

A評価—90点以上　B評価—80点以上　C評価—70点以上　D評価—70点未満

面接授業の科目は、第4条に規定する授業時間数の3分の2以上出席したのものに対し試験をもって行う。試験の評価は、以下のABCDの4段階で判定を行い、C評価以上を合格とする。

A評価—90点以上　B評価—80点以上　C評価—70点以上　D評価—70点未満

#### 第16条（添削課題、追試験、再試験）

添削課題は、介護過程Ⅲを除き科目毎に実施する。

試験は、介護過程Ⅲ及び、医療的ケアにおいて実施する。

やむを得ない理由により、添削課題、試験を受けることができなかった受講生に対しては、追試験を行うことがある。

添削課題、試験の成績が合格に達しなかった受講生は所定の再試験料を納付して、再試験を受けることができる。ただし、添削課題については、期限内に提出した者は無料で1回目の再添削課題を受けることができる。

#### 第17条（補講）

面接授業について、やむを得ない理由により、出席が3分の2に満たない者については、有料にて補講を受けることができる。

#### 第18条（課程修了の認定）

第15条の規定に基づき、第4条に規定する全科目を合格した者に対し課程修了の認定を行う。

また、所定の修業年限在籍し、課程修了の認定を受けた者に対して、修了証書を交付する。

#### 第19条（科目履修認定について）

第4条に規定する科目を履修した受講生から申し出があった場合、科目ごとの履修証明書を発行することができる。

#### 第20条（懲戒）

校長は、受講生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、及び退学とする。

3 前項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- ② 学力劣等で、修了の見込みがないと認められるもの。
- ③ 受講費用及び補講費用の納付を怠り、督促しても、納付しない者。
- ④ 長期にわたり出席せず、連絡のとれない者。

- ⑤ 課題添削問題をやむをえない理由なしに再々にわたり提出しない者。
- ⑥ 他の受講生の学習の妨げになる行為をした者。
- ⑦ その他、前項に準ずる行為及び本校の信用を失墜させる行為をした者。

附則

この規程は、平成 26 年 1 月 5 日より施行する。